

各 位

会 社 名 昭和ゴム株式会社 代表者名 取締役社長 山口 紀夫 (コード番号 5103 東証第二部) 問合せ先 取締役総務部長 佐藤 一石 (TEL.04-7131-0181)

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成18年5月9日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

【経営ビジョン】

当社は、「信頼される企業」を社是とし、株主、顧客、従業員及び社会から支えられた存在であるという認識のもとに、公正かつ透明で法令を遵守した経営を目指し、三つのあるべき姿を定めて企業努力を行う。

- (1) 顧客第一主義に徹し、最高の品質と最大のサービスを顧客に提供する。
- (2) 企業の繁栄を実現し、社員の生活の安定と向上をはかり、社業の発展を通じて社会に貢献する。
- (3) 株主、顧客、従業員及び社会の支援と信頼を得るために、法令遵守を推進し公正で透明性のある経営を目指して、企業の社会的責任を果たす。

【基本方針】

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの推進については、「業務分掌規程」並びに「個別職務権限表」に基づき、 役員及び社員が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として業務運営にあたるよう指導し、 実践する。

また、役員及び社員が社内においてコンプライアンスに違反する行為が行われるかまたは行われようとしていることに気が付いたときに、相談・通報できる体制を整備し、違反行為の防止に努める。

2. 損失の危険に関する規程その他の体制

当社は、環境及び製品の品質に関するリスクを管理する組織として、「環境保全委員会」「品質管理委員会」を設け、環境保全、品質管理での監査を行い、実務においては環境グループ、品質保証グループが専門的な立場から日々の管理を行っている。労働安全衛生面では「中央安全衛生委員会」「職場安全委員会」を設け、各部門長を中心に労働安全活動に取組んでいる。経理面においては各部門の自立的な管理を基本としつつ、経理グループが計数的な管理を行い、監査役が定期的に業務監査を行いリスク管理を行う。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行っている。取締役会を実質的な議論の場として機能を高めるために、社長が招集する経営会議(取締役ミーティング)を定例的に開催し、経営課題の解決のための意見交換を行い、定例取締役会では、経営会議の延長として議論の場を形成し、また、社外監査役は内部監査を充実させるため積極的に意見陳述をし監視機能を果たす。

業務の運営については、中期経営計画を基本に年度経営計画を策定し、全社的な目標設定と部門別目標を設定しその目標達成に向け具体策を立案実行する。また、年度経営計画を遂行するために、社長直轄の業務改革推進室を設置し、業務改革を推進するとともに、その下に労使で構成する委員会を編成し、チェックアンドフォローの機能を果たす。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令・社内規定に基づき、文書等の保存を行う。

また、情報の管理については、情報セキュリティ及び個人情報保護に関するガイドラインを定めて対応する。

- 5.株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 当社は、子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件につ いての事前協議を行う。また、コンプライアンスを推進するための指導を行う。
- 6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する体制。

当社は、現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、監査役の求めがあった場合は監査役の業務を補助するためのスタッフを置くこととし、その独立性を確保するため、人事については取締役と監査役が意見交換をし決定する。

- 7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他の監査 役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直 ちに監査役に報告する。
- (2) 常勤監査役は取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため経営会議(取締役ミーティング)など重要会議に出席するとともに、主要な提案書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。
- (3)監査役は、当社の会計監査人であるあずさ監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、 情報の交換を行うなど連携を図る。

以上